

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（案）

令和 4 年 8 月 1 日 改定
株式会社愛知建築センター

I 建築物評価手数料

税込 単位：(円)

対象面積	標準入力法等			モデル建物法		
	ホテル等、病院等、集会所等	工場等	左記以外	ホテル等、病院等、集会所等	工場等	左記以外
2,000 m ² 以下	308,000	132,000	198,000	165,000	55,000	110,000
2,000 m ² 超え ~5,000 m ² 以下	385,000	165,000	220,000	198,000	66,000	132,000
5,000 m ² 超 ~10,000 m ² 以下	440,000	220,000	275,000	220,000	77,000	176,000

※用途区分は用途区分表による

加算料金・減算料金

- 1 省エネ適合性判定と BELS の評価申請が同時かつ、申請図書が同一の場合の適合性判定手数料は 11,000 円（税込）とします。
- 2 変更計画に係る判定手数料は、上表の 1/2 とします。
- 3 軽微変更該当証明書発行手数料（軽微な変更であっても内容により計算書等の審査が必要な場合を含む）は上表の 1/2 とします。
- 4 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備が無い場合の料金は表によらず一律 22,000 円（税込）とします。
- 5 省エネ適合性判定を単独申請（当機関以外で建築確認を申請）の場合は、上表手数料に 1.5 を乗じた金額とします。
- 6 当機関以外で適合性判定を受けている変更計画及び軽微変更該当証明書発行等の手数料は上表とします。

II. 手数料減算

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。

内容	減額率
50 件	5%
100 件	10%
200 件	15%

III. 適合証再発行料金 1 通 5,500 円（税込）

備考

- ※1 建築物の増改築の場合の適合性判定手数料は、既存部分を含めた合計面積を適用します。
- ※2 上表以外の手数料、2 種以上の用途を含む複合用途建築物は別途見積とします。ただし、用途区分ごとの面積による手数料の合計を上限とします。

用途区分表

用途区分	用途	
ホテル等、病院等、集会所等	8140	図書館その他これらに類するもの
	8150	博物館その他これらに類するもの
	8160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	8170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの
	8190	助産所
	8210	児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）
	8240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	8250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	8260	病院
	8370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッチング練習場
	8380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	8390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
	8400	ホテル又は旅館
	8480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	8530	劇場、映画館又は演芸場
	8540	観覧場
	8550	公会堂又は集会場
	8560	展示場
	8590	ダンスホール
	8600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
工場等	8340	工場（自動車修理工場を除く。）
	8350	自動車修理工場
	8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	8510	倉庫業を営む倉庫
	8520	倉庫業を営まない倉庫
	8610	卸売市場
	8620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	8630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	8640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの